

タイムズカーレンタル貸渡約款 対比表 2018年10月10日

対象条文	改定前	改定後
10条(貸渡料金) 第1項 第4号、 第6号、 以降の項番変更	(4)ワンウェイ料金 (5)給油・充電代行手数料金 (6)配車引取料金 (7)その他の料金	(4)ワンウェイ(乗り捨て)料金 (5)給油・充電代行手数料金 (6)距離料金(借受期間中の走行距離に応じて算出) (7)配車引取料金 (8)その他の料金
第22条(禁止行為) 第9号	当社又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為(レンタカーの車内への物品等の放置、レンタカーの汚損等を含むがこれに限られない)を行うこと。	当社又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為(レンタカー車内での喫煙、レンタカーの車内への物品等の放置、レンタカーの汚損等を含むがこれに限られない)を行うこと。
第24条(賠償責任) 第2項	前項に定めるほか、借受人は、自己の責に帰すべき事由によりレンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。	前項に定めるほか、借受人は、本約款、第42条所定の細則、その他貸渡約款に適用される約款、規約、特約等に違反し、又は自己の責に帰すべき事由によりレンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。
第32条(返還時の確認等) 第1項	借受人又は運転者は、当社立会いのもとに、貸渡契約において定められた場所に、借受開始時の状態でレンタカーを返還するものとし、通常の使用による摩耗を除き、レンタカーの汚損、損傷又は備品の紛失等が借受人の責に帰すべき事由によるときは、レンタカーを借受開始時の状態に復するために要する費用を負担するものとします。	借受人又は運転者は、当社立会いのもとに、貸渡契約において定められた場所に、借受開始時の状態でレンタカーを返還するものとし、通常の使用による摩耗を除き、レンタカーの汚損、損傷又は備品の紛失、臭気(喫煙によるものを含みますがこれに限りません)等が借受人の責に帰すべき事由によるときは、レンタカーを借受開始時の状態に復するために要する費用を負担するものとします。
第37条(GPS機能) 第2項	借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が法令上の根拠に基づく開示請求若しくは開示命令を受けた場合、又は裁判所、捜査機関若しくは行政機関から開示請求若しくは開示命令を受けた場合には、当該開示請求及び開示命令に応じるのに必要な限度において開示されることがあることを異議なく承諾します。	当社は、前項のGPS機能によって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。 (1)本サービス及びレンタカー車両に関する事故・トラブル等の解決のために必要があると判断した場合。 (開示先:当社が契約する保険会社、事故・トラブルの相手等) (2)法令又は政府機関等により開示が要求された場合。
第38条(ドライブレコーダー) 第2項	借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が法令上の根拠に基づく開示請求若しくは開示命令を受けた場合、又は裁判所、捜査機関若しくは行政機関から開示請求若しくは開示命令を受けた場合には、当該開示請求及び開示命令に応じるのに必要な限度において開示されることがあることを異議なく承諾します。	当社は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。 (1)本サービス及びレンタカー車両に関する事故・トラブル等の解決のために必要があると判断した場合。 (開示先:当社が契約する保険会社、事故・トラブルの相手等) (2)法令又は政府機関等により開示が要求された場合。